

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険（個別） 手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00031 沿革（略） <u>令和4年3月30日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。ただし、貿易一般保険包括保険の各特約書の対象となる輸出契約等に係る事項については、別に定める各手続細則によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険（個別） 手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00031 沿革（略）</p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。ただし、貿易一般保険包括保険の各特約書の対象となる輸出契約等に係る事項については、別に定める各手続細則によるものとする。</p>	
<p>第1条（略）</p>	<p>第1条（略）</p>	
<p>（申込み） 第2条 貿易一般保険の申込みを行おうとする者は、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）の締結日（契約発効条件付きの場合は発効日）以降、船積日から起算して5営業日を経過する日までかつ技術提供開始日から起算して5営業日を経過する日まで（ただし、貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）第1条第20号に規定するストックセールスについては、運用規程第22条第1号に定める輸出契約の締結日以降、貨物を引き渡す日から起算して5営業日を経過する日まで）に別紙様式第1 - 1、別紙様式第1 - 2又は別紙様式第1 - 3による貿易一般保険申込書（以下「申込書」という。）に輸出契約等を証する書類の写し（別紙様式第1 - 3による申込みを行う場合に限る。）を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（技術提供契約又は知的財産権等特約（輸出契約又は仲介貿易契約）を付す案件にあつては本店に限り、前条の規定に従って内諾を取得した案件にあつては内諾申請書を提出した方に限る。以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。ただし、日本貿易保険が当該申込みに関する追加の書類の提出を求めたときは、申</p>	<p>（申込み） 第2条 貿易一般保険の申込みを行おうとする者は、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）の締結日（契約発効条件付きの場合は発効日）以降、船積日から起算して5営業日を経過する日までかつ技術提供開始日から起算して5営業日を経過する日まで（ただし、貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）第1条第20号に規定するストックセールスについては、運用規程第22条第1号に定める輸出契約の締結日以降、貨物を引き渡す日から起算して5営業日を経過する日まで）に別紙様式第1 - 1、別紙様式第1 - 2又は別紙様式第1 - 3による貿易一般保険申込書（以下「申込書」という。）に輸出契約等を証する書類の写し（別紙様式第1 - 3による申込みを行う場合に限る。）を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（技術提供契約又は知的財産権等特約（輸出契約又は仲介貿易契約）を付す案件にあつては本店に限り、前条の規定に従って内諾を取得した案件にあつては内諾申請書を提出した方に限る。以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。ただし、日本貿易保険が当該申込みに関する追加の書類の提出を求めたときは、申</p>	

新	旧	備考
<p>込みを行おうとする者は遅滞なく提出するものとする。この場合において、一の輸出契約等で、輸出貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料若しくは技術の提供若しくはこれに伴う役務の提供の対価（以下「代金等」という。）が2以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が2以上にわたる場合又は貨物の輸出、販売若しくは賃貸に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 2年以上案件（別に定める基準における「2年未満案件」に該当しないものをいう。）の申込みにおいては、貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00091）に基づくスクリーニングフォームを提出するものとする。</u></p>	<p>込みを行おうとする者は遅滞なく提出するものとする。この場合において、一の輸出契約等で、輸出貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料若しくは技術の提供若しくはこれに伴う役務の提供の対価（以下「代金等」という。）が2以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が2以上にわたる場合又は貨物の輸出、販売若しくは賃貸に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	
<p>第3条～第26条 （略）</p>	<p>第3条～第26条 （略）</p>	
<p>（電子情報処理組織を使用した申込等）</p> <p><u>第27条 この細則に規定する手続のうち、日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。</u></p> <p>附 則 <u>この改正は、令和4年4月11日から実施する。</u></p>	<p>（電子情報処理組織を使用した申込等）</p> <p><u>第27条 この細則に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定めるWEB申請サービスの利用について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00090）によるものとする。</u></p>	
<p>別表1～別表6 （略）</p>	<p>別表1～別表6 （略）</p>	